

滋賀県立大津商業高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校の部活動のあり方について

- ・本校にとっての部活動は、人づくり（生徒の個性伸長・良好な人間関係の構築・責任感や連帯感の涵養・マナーや学習意欲の向上など）や学校の活性化を図るうえで、重要な活動であるという共通認識のもと、学校教育の一環として実施する。
- ・生徒の心身の健全な育成を図るため、活動や休養のバランスを考え合理的で効率的・効果的な取り組みを推進する。
- ・各部活動は明確な目標のもとそれぞれの特性を生かし、体力・技術力・精神力・表現力などの向上を目指し、全国レベルの大会での活躍や、生涯スポーツや生涯学習につながる活動を行う。

2 部活動の運営と管理

①年間計画について

- ・各部活動ごとに年間計画表（大会などの日程を含む）を作成し、学校内で共有を図るとともに、生徒や保護者に周知する。

②活動時間について

- ・平日については、原則として、完全下校時刻を19時30分とする。
- ・休日については、練習試合や大会を除いて原則として、おおむね4時間程度の活動とする。
- ・朝練習については、原則として行わない。
- ・大会前など、特別な事情がある場合は、上記の時間帯以外の活動を認める。その際は、特別活動申請届を提出すること。
- ・顧問は生徒の活動場所で指導を行い、生徒だけで部活動が行われることがないように徹底する。また、活動場所や施設についても管理を行い、生徒が活動時間外に使用することがないように指導する。特に下校の際は、生徒の完全下校まで責任を持ち、活動終了後に部室などに居残ることがないように徹底する。

③休養日について

- ・原則として、週1日以上、それに加え、週休日については4週当たり2日以上を休養日とする。
- ・大会前やシーズン制のある部活動など、特別な事情がある場合は、休養日を他の時期に変更することを認める。その際は、各部活動の年間計画に基づき、適切な時期に休養日を設けること。

④徴収金について

- ・徴収金の金額や使途を明示し、入部前の保護者へ説明すること。また、特別に徴収する場合には事前に保護者に連絡し、同意を得ること。
- ・徴収金の管理は顧問が責任を持って行い、適切な会計処理をした上で保護者に対して少なくとも年2回は報告すること。また、特別に徴収した場合はその都度報告をすること。

⑤学業との両立について

- ・顧問は、生徒が学業と部活動を両立できるよう適切な方策を講じること。特に、成績不振の生徒については、学年や担任・教科担当者と連携を取り、生徒の学校生活に支障がないよう配慮すること。
- ・定期考査1週間前・定期考査期間中については、原則として活動しない。
- ・大会前など特別な事情がある場合は、上記期間中の活動を認める。ただし、平日の活動は17時00分（考査期間中は15時00分）までとし、休日の活動は3時間までとする。また、その際には、特別活動申請届を提出すること。
- ・各種検定試験前については、学習を優先させるため、活動時間の短縮・活動内容の変更などの工夫を図る。

⑥その他

- ・校長、顧問その他の学校関係者は、懲戒としての体罰は決して許されないものであるとの認識を持ち、それらを行わないようにするための取り組みを行う。
- ・怪我や事故を未然に防止し、安全な活動を実現するため、計画段階から十分に安全対策を講じておく。特に、熱中症や感染症の対策には細心の注意を払う。